

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2023年2月10日
【四半期会計期間】	第69期第3四半期(自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)
【会社名】	佐藤食品工業株式会社
【英訳名】	SATO FOODS INDUSTRIES CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上 田 正 博
【本店の所在の場所】	愛知県小牧市堀の内四丁目154番地
【電話番号】	(0568)77－7316(代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 那 須 智
【最寄りの連絡場所】	愛知県小牧市堀の内四丁目154番地
【電話番号】	(0568)77－7316(代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 那 須 智
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第68期 第3四半期累計期間	第69期 第3四半期累計期間	第68期
会計期間	自 2021年4月1日 至 2021年12月31日	自 2022年4月1日 至 2022年12月31日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
売上高 (千円)	4,243,550	4,469,601	5,643,646
経常利益 (千円)	709,277	624,792	877,452
四半期(当期)純利益 (千円)	562,150	456,218	727,937
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	3,672,275	3,672,275	3,672,275
発行済株式総数 (株)	9,326,460	9,326,460	9,326,460
純資産額 (千円)	18,578,290	19,065,652	18,740,265
総資産額 (千円)	20,503,888	20,954,955	20,317,930
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	89.74	108.75	117.35
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	89.21	107.68	116.66
1株当たり配当額 (円)	15.00	15.00	35.00
自己資本比率 (%)	90.4	90.8	92.1

回次	第68期 第3四半期会計期間	第69期 第3四半期会計期間
会計期間	自 2021年10月1日 至 2021年12月31日	自 2022年10月1日 至 2022年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	36.06	58.84

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 第69期第3四半期会計期間より「株式給付信託(J-ESOP)」を導入したことに伴い、第69期第3四半期累計(会計)期間の1株当たり四半期純利益金額の算定上、信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また当社は、子会社及び関連会社を一切有しておりません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績の状況

① 経営成績の状況

当第3四半期累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、「本感染症」といいます）感染拡大防止のための行動制限が緩和され人流が回復するなど、社会経済活動の正常化が進み、個人消費に緩やかな持ち直しの動きが見られました。一方で、本感染症の収束時期を見通すことが困難であること、各国の金融政策見直しに伴う為替相場の変動、ロシア・ウクライナ情勢の長期化に伴う物価上昇など、依然として先行き不透明な状況が続いております。海外経済につきましては、世界的に本感染症の規制を緩和する動きが広がるなど、社会経済活動の正常化が進むものの、金融資本市場の変動による景気の下振れリスクや、ロシア・ウクライナ情勢など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社といたしましては、顧客、取引先及び従業員の安全確保を最優先に、一時的な操業停止など本感染症の感染拡大に伴うリスクを避けるため、マスク着用や手洗い消毒などの、基本的な感染拡大防止対策を講じつつ、国内の感染状況に応じて営業活動や来客対応の制限などの対策を行うとともに、変化、多様化する消費者ニーズやエネルギーコスト及び原材料コストの動向に注視しながら事業活動を継続してまいりました。

このような状況のもと、当社の当第3四半期累計期間における売上実績は、前年同四半期累計期間から、茶エキスを中心に緩やかな回復基調で推移しました。

茶エキスにつきましては、玄米茶エキス・ウーロン茶エキス等が減少したものの、ほうじ茶エキス・紅茶エキス等が増加したため、売上高は 1,845百万円（対前年同四半期比 6.4%増）となりました。

粉末天然調味料につきましては、粉末ソース・粉末酢等が減少したものの、粉末鰹節等が増加したため、売上高は 1,420百万円（同 2.2%増）となりました。

植物エキスにつきましては、果実エキス等が増加したため、売上高は 559百万円（同 9.7%増）となりました。

液体天然調味料につきましては、白醤油・チキンエキスが減少したものの、昆布エキス等が増加したため、売上高は 551百万円（同 3.9%増）となりました。

粉末酒につきましては、ブランドタイプ等が減少したものの、ワインタイプ等が増加したため、売上高は 87百万円（同 18.2%増）となりました。

以上の結果、当第3四半期累計期間の売上高は 4,469百万円（同 5.3%増）となり、前年同四半期に比べ 226百万円増加しました。

利益面につきましては、売上原価の増加により営業利益は 480百万円（同 22.4%減）、経常利益は 624百万円（同 11.9%減）となりました。また、法人税等 127百万円（同 14.2%減）を計上したため、四半期純利益は 456百万円（同 18.8%減）となりました。

なお、当社は食品加工事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

②財政状態

当第3四半期会計期間末における資産合計は 20,954百万円となり、前事業年度末に比べ 637百万円増加しました。

流動資産については 12,414百万円となり、前事業年度末に比べ 519百万円増加しました。主に、売上債権が 449百万円増加したことによります。

固定資産については 8,540百万円となり、前事業年度末に比べ 117百万円増加しました。主に、繰延税金資産が 88百万円減少したものの、投資有価証券が 227百万円増加したことによります。

負債合計は 1,889百万円となり、前事業年度末に比べ 311百万円増加しました。

流動負債については 1,819百万円となり、前事業年度末に比べ 311百万円増加しました。主に、未払金が 72百万円減少したものの、仕入債務が 351百万円増加したことによります。

固定負債については 70百万円となり、前事業年度末から変動はありませんでした。

純資産合計は 19,065百万円となり、前事業年度末に比べ 325百万円増加しました。主に、自己株式の取得により 257百万円、配当金の支出により 147百万円減少したものの、四半期純利益 456百万円を計上し、その他有価証券評価差額金が 268百万円増加したことによります。

(2)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(3)研究開発活動

当第3四半期累計期間の研究開発費の総額は 183百万円であります。

なお、当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,000,000
計	27,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2022年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,326,460	9,326,460	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は100株で あります。
計	9,326,460	9,326,460	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年12月31日	—	9,326,460	—	3,672,275	—	3,932,375

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,111,400	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,207,000	42,070	同上
単元未満株式	普通株式 8,060	—	—
発行済株式総数	9,326,460	—	—
総株主の議決権	—	42,070	—

(注) 1. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式 12株が含まれております。

2. 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2022年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

② 【自己株式等】

2022年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 佐藤食品工業株式会社	愛知県小牧市堀の内 四丁目154番地	5,111,400	—	5,111,400	54.81
計	—	5,111,400	—	5,111,400	54.81

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2022年10月1日から2022年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(2022年4月1日から2022年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,182,619	9,198,302
受取手形及び売掛金	1,239,729	※1 1,688,868
製品	686,690	674,433
仕掛品	429,550	313,525
原材料及び貯蔵品	307,125	434,214
その他	48,546	105,242
貸倒引当金	—	△523
流動資産合計	11,894,261	12,414,063
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,460,639	1,388,828
機械及び装置（純額）	685,387	623,368
土地	2,558,304	2,558,304
建設仮勘定	149,377	232,970
その他（純額）	101,509	125,103
有形固定資産合計	4,955,217	4,928,576
無形固定資産	40,028	32,308
投資その他の資産		
投資有価証券	3,007,182	3,234,365
破産更生債権等	1,409,286	1,408,334
繰延税金資産	138,410	49,537
その他	282,829	296,104
貸倒引当金	△1,409,286	△1,408,334
投資その他の資産合計	3,428,422	3,580,007
固定資産合計	8,423,668	8,540,891
資産合計	20,317,930	20,954,955

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2022年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	282,909	634,724
短期借入金	※2 670,000	※2 670,000
未払金	208,089	135,716
未払法人税等	79,717	90,137
賞与引当金	110,000	55,551
その他	156,718	232,944
流動負債合計	1,507,435	1,819,074
固定負債		
役員退職慰労引当金	14,580	14,580
資産除去債務	55,649	55,649
固定負債合計	70,229	70,229
負債合計	1,577,664	1,889,303
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,672,275	3,672,275
資本剰余金	4,439,113	4,439,113
利益剰余金	13,277,384	13,586,077
自己株式	△3,406,859	△3,663,979
株主資本合計	17,981,914	18,033,486
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	722,724	990,954
評価・換算差額等合計	722,724	990,954
新株予約権	35,626	41,212
純資産合計	18,740,265	19,065,652
負債純資産合計	20,317,930	20,954,955

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)
売上高	4,243,550	4,469,601
売上原価	2,973,690	3,324,665
売上総利益	1,269,859	1,144,935
販売費及び一般管理費	650,055	664,176
営業利益	619,803	480,759
営業外収益		
受取利息	759	833
有価証券利息	294	98
受取配当金	78,498	89,591
助成金収入	—	45,844
貸倒引当金戻入額	—	51
その他	12,916	10,978
営業外収益合計	92,467	147,396
営業外費用		
支払利息	2,767	2,766
投資有価証券償還損	—	536
その他	227	60
営業外費用合計	2,994	3,363
経常利益	709,277	624,792
特別利益		
受取損害賠償金	3,000	914
特別利益合計	3,000	914
特別損失		
損害賠償金	—	3,113
固定資産除却損	1,415	546
投資有価証券評価損	—	38,275
特別損失合計	1,415	41,936
税引前四半期純利益	710,861	583,770
法人税等	148,711	127,552
四半期純利益	562,150	456,218

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第3四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には法定実効税率を使用しております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2022年11月4日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)を2022年11月25日より導入しております。

(1) 本制度の概要

本制度は、米国のESOP(Employee Stock Ownership Plan)制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。当社は、従業員に対し勤続年数に応じたポイントを、加えて管理職には管理職ポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を付与します。管理職を含めた従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 本信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当第3四半期会計期間末の本信託に残存する当社株式の帳簿価額は257百万円、株式数は160,000株であります。

(新型コロナウイルス感染症に関する会計上の見積り)

前事業年度の有価証券報告書の(重要な会計上の見積り)に記載した新型コロナウイルス感染症の収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

※1 四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が、四半期会計期間末残高に含まれております。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2022年12月31日)
受取手形	一千円	43,116千円

※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当第3四半期会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2022年12月31日)
当座貸越限度額及び 貸出コミットメントの総額	2,300,000千円	2,300,000千円
借入実行残高	670,000千円	670,000千円
差引額	1,630,000千円	1,630,000千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)
減価償却費	206,479千円	214,916千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	93,897	15.00	2021年3月31日	2021年6月30日	利益剰余金
2021年11月5日 取締役会	普通株式	94,002	15.00	2021年9月30日	2021年12月3日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	84,300	20.00	2022年3月31日	2022年6月29日	利益剰余金
2022年11月4日 取締役会	普通株式	63,225	15.00	2022年9月30日	2022年12月2日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、食品加工事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前第3四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年12月31日）

区分	金額(千円)
茶エキス	1,733,385
粉末天然調味料	1,390,247
植物エキス	510,189
液体天然調味料	531,026
粉末酒	74,313
その他	4,388
顧客との契約から生じる収益	4,243,550
一時点で移転される財	4,243,550
一定の期間にわたり移転される財	—
顧客との契約から生じる収益	4,243,550

当第3四半期累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年12月31日）

区分	金額(千円)
茶エキス	1,845,019
粉末天然調味料	1,420,956
植物エキス	559,536
液体天然調味料	551,884
粉末酒	87,858
その他	4,345
顧客との契約から生じる収益	4,469,601
一時点で移転される財	4,469,601
一定の期間にわたり移転される財	—
顧客との契約から生じる収益	4,469,601

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	89円74銭	108円75銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	562,150	456,218
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	562,150	456,218
普通株式の期中平均株式数(株)	6,264,408	4,195,266
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	89円21銭	107円68銭
(算定上の基礎)		
普通株式増加数(株)	36,697	41,534
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 第69期第3四半期会計期間より、「株式給付信託(J-ESOP)」を導入したことに伴い、1株当たり四半期純利益金額の算定上、信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式を、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(前第3四半期累計期間は0株、当第3四半期累計期間は160,000株)

2 【その他】

(1)中間配当

第69期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）中間配当について、2022年11月4日開催の取締役会において、2022年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行っております。

① 配当金の総額	63,225千円
② 1株当たりの金額	15円00銭
③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2022年12月2日

(2)重要な訴訟事件等

①当社元取締役に対する損害賠償請求訴訟

当社は、2009年11月11日、当社元取締役6名に対し、これらの者による過去の資産運用等について、取締役としての任務懈怠（善管注意義務違反、忠実義務違反）等があったことを理由に、これにより当社が被った損害（57億5,013万7,260円）の一部（11億円（被告2名についてはその内の3億円）およびこれに対する訴状送達日の翌日から年5分の割合による遅延損害金）について、損害賠償請求訴訟を名古屋地方裁判所に提起しました。本件訴訟につきましては、2011年11月14日、名古屋地方裁判所からの和解勧告に従い、被告6名のうち2名について和解により解決しております。その後、2011年11月24日、名古屋地方裁判所は、和解勧告に応じなかった被告4名のうち2名に対しては、当社の請求どおり、3億円および遅延損害金の支払いを命じ、その余の当社の請求は棄却する旨の判決を言い渡しました。当社としましては、当該判決のうち当社の請求が認められなかった部分を不服として、2011年12月12日、名古屋高等裁判所に控訴を提起しておりましたが、2013年1月21日、名古屋高等裁判所からの和解勧告に従い、残りの2名については和解により解決しております。一方、和解による解決とならなかった2名は、名古屋地方裁判所による一審判決を不服として、2011年12月9日、名古屋高等裁判所に控訴を提起しておりましたが、2013年3月28日、名古屋高等裁判所は、当該控訴をいずれも棄却する旨の判決を言い渡しました。その後、同2名は、2013年4月12日付けで最高裁判所に対する上告受理の申立てを行っていましたが、2013年10月1日、最高裁判所は、当該申立てを上告審として受理しない旨の決定を言い渡しました。その後、同2名のうち1名については、東京地方裁判所より2018年1月17日付けで破産手続開始決定、2018年6月8日付けで破産手続廃止決定、2018年6月8日付けで免責許可決定があり、同人からの回収は困難な状況となりました。なお、同2名のうちの他の1名については、現時点で回収の見通しは不確定であることから、詳細が決まり次第、適時開示いたします。

②株式会社MAGねっとホールディングス（当時の商号は、株式会社MAGねっと。以下、「MAGねっと」といいます。）および株式会社ASA（当時の商号は、株式会社KEホールディングス。以下「ASA」といいます。）に対する保証債務履行請求訴訟

当社は、2009年1月16日、株式会社SFCG（以下、「SFCG」といいます。）が発行したコマーシャル・ペーパー（額面金額15億円。以下、「本CP」といいます。）を引き受けた際、同日付けでMAGねっとおよびASAから本CPに係る償還債務全額について保証を受けておりました。その後、SFCGが2009年2月23日、東京地方裁判所民事第20部に対し民事再生手続開始を申立てたことにより、本CPに係る償還債務全額についてSFCGが期限の利益を喪失した結果、当社は、保証人であるMAGねっとおよびASAに対し、2009年2月26日、本CPに係る15億円の保証債務履行請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。本件訴訟につきましては、2010年4月30日、東京地方裁判所民事第45部より、原告（当社）の被告ら（MAGねっとおよびASA）に対する総額15億円および遅延損害金の請求権の存在を認める旨の判決が言い渡されました。その後、被告らが東京高等裁判所に控訴しましたが、2010年10月28日、東京高等裁判所第4民事部より、被告らが原告（当社）に対して、連帯して15億円および遅延損害金を支払うよう命じる判決が言い渡されております。

なお、株式会社東京証券取引所は、2016年6月30日、MAGねっとが同日提出した有価証券報告書によって、MAGねっとが2015年3月期決算に続いて2016年3月期決算においても債務超過となったことが確認されたため、MAGねっと株式を2016年8月1日に上場廃止とすることを決定し、整理銘柄に指定しました。その後、MAGねっと株式は、2016年8月1日付けで上場廃止となりました。

また、SFCGは東京地方裁判所民事第20部より2009年2月24日に民事再生手続開始決定を受けましたが、2009年3月24日に同裁判所はSFCGの再建の見込みがないと判断し民事再生手続廃止を決定し、2009年4月21日に破産手続開始決定をしました。その後、2019年12月18日に同裁判所はSFCGの破産手続きの終結を決定しております。

今後とも、判決に基づく回収の見通しは不確定であることから、詳細が決まり次第、適時開示いたします。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年2月10日

佐藤食品工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 野 大

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 谷 光 尋

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている佐藤食品工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第69期事業年度の第3四半期会計期間(2022年10月1日から2022年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(2022年4月1日から2022年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、佐藤食品工業株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。